

資格取得並びに研修受講に係る支援制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人藤崎台童園（以下、「法人」という。）職員の資格取得並びに研修受講に要する費用の全部又は一部を助成することによって、職員の職務遂行能力の向上と、資格取得並びに自己啓発に対する動機づけを図ることを目的とする。

(対象となる資格及び研修)

第2条 支援の対象となる資格及び研修は、児童養護施設藤崎台童園並びに保育所藤崎台保育園（以下「園」という。）が職務上有益と認める資格及び研修に限るものとする。

(支援の内容)

第3条 支援の内容は以下のとおりとし、会場までの交通費、宿泊料などは含まないものとする。

- (1) 資格取得のための費用（検定料、入学金、月謝等）
 - (2) 研修受講のための費用（月謝、受講料等）
- 2 こども家庭ソーシャルワーカーその他の業務上有益な資格の取得を目的として受験する場合、受験地が遠隔地（九州以外）の場合に限り、受験日及びその前日（当該日が休日に当たる場合を除く）を資格取得目的休暇として特別休暇を与える。

(支援限度額)

第4条 前条に規定する支援の額は、職員一人につき資格取得費用並びに研修受講費用それぞれ年1回、あわせて年間10万円を限度とする。但し、複数年にわたる資格取得や研修受講の場合、同一資格に係る資格取得費用並びに研修受講費用の支援は1回限りとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、資格取得並びに研修受講について他法他施策により支援金が支給される場合は、10万円から当該支援額を控除した額を支援金として支給する。
- 3 第1項、第2項の規定にかかわらず、こども家庭ソーシャルワーカー資格の取得に限り、こども家庭庁「こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業」による補助基準額を限度として、資格取得費用並びに研修受講費用を支援することができる。但し、他法他施策により支援金が支給される場合は、支援限度額から当該支援額を控除した額を支援金として支給する。

(支援の申込み)

第5条 第3条の支援を希望する職員は、資格取得費用並びに研修受講費用の明細書と実際に受験並びに研修受講することを証する書類（願書の写し、修了証等）を添えて、資格取得並びに研修受講に係る支援申込書（様式第1号）を理事長に提出しなければならない。

(支援の決定)

第6条 理事長は、前条の申込みを受けたときはその内容を審査し、審査の結果を本人に通知するとともに、支援が必要と認めたときは、本人に対し支援金を支給するものとする。

(結果の報告)

第7条 前条の支援を受ける職員は、受験の結果並びに研修受講の結果を理事長及び園長に報告するとともに、資格を取得した場合や研修を修了した場合は、資格証、研修修了証の写しを園長に提出しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

改正後のこの規程は、令和 3 年 5 月 24 日から施行する。

附 則

改正後のこの規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

改正後のこの規程は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

改正後のこの規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号

資格取得並びに研修受講に係る支援申込書

令和 年 月 日

社会福祉法人藤崎台童園
理事長 尾里 一清 様

職 種
氏 名 印

資格取得並びに研修受講に係る支援制度要綱第 5 条の規定に基づき、支援を
申し込みます。

資格の名称	
研修の名称	
受験または受講 (該当するものに○)	受 験 ・ 研修受講
受験費用 研修受講費用	円
受験日 研修修了日	令和 年 月 日